

### 宗巴と言経：『徒然草寿命院抄』成立過程考

KOAKIMOTO, Dan / 小秋元, 段

---

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of the Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要

(巻 / Volume)

75

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

16

(発行年 / Year)

2017-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014321>

# 宗巴と言経——『徒然草寿命院抄』成立過程考——

小秋元 段

## 一 はじめに

寿命院宗巴（天文十九年—慶長十二年。一五五〇—一六〇七）が編纂した、『徒然草』最初の注釈書『徒然草寿命院抄』は博引旁搜の書である。<sup>①</sup>和漢仏にわたる典籍を渉猟し、『徒然草』中の要語の出典・用例を引用し、解釈に踏み込む。そこに宗巴の学識の深さ、探究心の旺盛さを感ぜない者は、まずいないであろう。

注釈とは孜孜として蓄積してゆく営みである。この『寿命院抄』も、まさに成長してゆく注釈書としての姿を今日に伝えている。『寿命院抄』の多くの伝本には、慶長六年（一六〇二）十月九日の日付をもつ、中院通勝の跋語が付されている。したがって、『寿命院抄』の一応の完成はそれ以前ということになる。その後、慶長九年には古活字版として刊行されるが、その前後に書写された写本は存外に多い。そして、そのそれぞれが少なからぬ異同をもつ点から、一旦完成を見た『寿命院抄』は、その後も宗巴や通勝の手によって増訂されていたことが知られるのであ

る。<sup>②</sup>

だが、これらの写本・刊本に比して、大幅に本文を異にする『寿命院抄』が近時、姿を現した。鶴見大学図書館蔵本である。鶴見大学本は、諸本に比して本文の簡素なところが頗る多く、完成段階にいたる以前の草稿過程にある本文を伝えている。その考証はさきに「『徒然草寿命院抄』における草稿本と改稿本——鶴見大学図書館蔵本を手がかりに——と題する拙稿で行ったので、参照されたい。<sup>③</sup>

鶴見大学本の出現により、同本を草稿本、他の諸本を改稿本と位置づけて両者を比較し、『寿命院抄』の成長を跡づけることが可能となった。具体的には、草稿本から改稿本に成長するにあたり、人物考証の進展、新たな資料の入手による加注、解釈の更新にもとづく注の変更・増補の三点が、顕著な傾向として認められる。特に、第二点にあげた新たな資料の入手にあたっては、知友の協力が大きかったものと推察される。無論、知友の協力そのものは草稿本の成立段階にも存したことだろう。また、書物によらない、知識のみの提供も宗巴の注釈活動を支えたことと想われる。

宗巴を支えたそうした一人に山科言経（天文十二年―慶長十六年。一五四三―一六一一）がいた。言経は日記『言経卿記』を遺し、天正四年（一五七六）から慶長十三年（一六〇八）にかけて、身辺の出来事を詳細に記している。そのなかに、宗巴との頻繁な交流と『寿命院抄』成立の過程を窺わせる記事が含まれていることは、これまでも知られていた<sup>4</sup>。だが、草稿本から改稿本へという『寿命院抄』の成長過程を念頭に置き、『言経卿記』を読みなおしたとき、『寿命院抄』の成立に向けた経緯は一層明らかとなり、加えて、その間に言経が果たした役割も極めて重要であったことが浮き彫りとなるのである。

## 二 宗巴と言経

本題に入る前に、宗巴と言経の交友について述べておきたい。なお、本稿の記述を補うべく、末尾に年表『言経卿記』に見える寿命院宗巴の主な事績<sup>5</sup>を付したので、適宜参照されたい。

宗巴と言経がはじめて対面したのは、文祿元年（一五九二）三月十日のことである。『言経卿記』には以下のように記される。

寿命院へ扇子三本始而持罷向了、梅庵同道了、漁有之<sup>6</sup>、

このとき言経は梅庵、即ち豊臣秀吉のお伽衆として名高い大村由己に伴われ、はじめて宗巴邸を訪れた。言経は天正五年（一五七七）に権中納言に昇ったが、同十三年（一五八五）に勅勘を蒙り、浪々の身へと転

じ、大坂の本願寺光佐のもとへ身を寄せた。その後、同十九年（一五九一）に本願寺の京都移転を機に京へ戻ることを許され、同年三月には徳川家康より扶持米を得ることに成功した<sup>6</sup>。宗巴とははじめての対面は、その翌年の出来事であった。

吉田宗桂・曲直瀬道三より最新の医学を学んだ宗巴は、当時、いわゆる「お伽の医師」として豊臣秀次に仕えていた。だが、宗巴は医師として以上に、有力な側近の一人として秀次に仕え、その文化政策にも携わっていた節がある<sup>7</sup>。後述するように、文祿四年（一五九五）の秀次の失脚・自害に際しては、宗巴も秀吉により邸宅を没収されるなどの処罰を受けている。宗巴の政治的な立場が、想像以上に高かったことが知られるであろう。

したがって、宗巴との交友関係のはじまりは、言経に秀次への仕官の道を開くことになった。文祿元年九月十八日条にはつぎのようにある。

寿命院へ罷向、其子細者、殿下可参之由被仰云々、然者依馳走二百文遣了、夕漁有之、祖玄筆跡与之、

言経は秀次との対面が許され、その礼に宗巴へ錢二百文と無学祖元の書を贈っている。さらに翌月の十月四日、言経は宗巴に伴われ、聚楽第において秀次との対面を果たし、十二月二十日には仕官が叶った。『言経卿記』同日条を引用する。

寿命院ヨリ書状有之、從 関白殿御合力二十石被下之由有之、則罷

向之処此由被申了、又殿下ニテ御草子源氏抄云々、被遊立了、然者右筆之衆ニ文字以下之不審有之由、可申合之由被仰出云々、夕浪有之、酉下刻ニ帰宅了、

言経は秀次より二十石の扶持米を賜ることとなり、あわせて右筆に書写させた「源氏抄」の文字その他の不審に答えるよう、指示されている。こうして言経は秀次の文化圏に組み込まれていた。

知り合つてからの宗巴と言経の間には、古筆・古書に関するやりとりがしばしば行われた。そうした事例の初見は文祿元年七月七日条である。

① 寿命院ヨリ遠山紹節使ニテ定家卿筆実否可見之由有之、又古人名共注送了、誰々家ソト相尋問、少々注付之、<sup>②</sup>又冷泉へ寂然筆、又定家卿筆等申之、又紹節墨ニ丁送了、興門之広間ニテ対顔了、川那辺新尉馳走也、

傍線部①で宗巴のもとより言経へ、定家の真筆について鑑定の依頼があったことを記している。<sup>③</sup>また、傍線部②は、宗巴が言経を通じて彼の義弟、冷泉為満に対し、寂然と定家の筆跡の貸与を依頼してきたことを伝えるものである。この一件は以後、七月十日・二十六日・八月七日・九月三日の各条に経緯が見えており、為満所持の古筆は宗巴の求めで彼の預かるところとなり、宗巴から送られた定家の筆跡は言経・為満の鑑定を経て、宗巴に戻されている。これ以後も、『言経卿記』には言経が宗巴に名家の筆跡を貸与したり、宗巴邸において古筆を見たりする記事

が散見される。<sup>④</sup>増田孝氏が指摘するように、こうした宗巴の活動は、秀次の古筆蒐集を補佐する営みの一環であったと推測される。<sup>⑤</sup>言経と関係を結んだことは、宗巴にとっても益があったのだ。

一方、慶長年間に入ると、『言経卿記』には言経が古書の沽却をめぐる、宗巴を頼る記事が見られるようになる。慶長元年（一五九六）十月八日条にはつぎのように見える。

寿命院へ罷向了、定家筆冷草子、・尊円親王雑筆往来□□、等持セ罷向了、令見了、

言経は冷泉為満の所持する定家筆の草子と、尊円親王筆の『雑筆往来』を宗巴のもとへ持参した。これは宗巴を通じて沽却を模索したものである。だが、定家筆の草子については、宗巴を介しても買い手は見つからなかったようだ。為満は宗巴の労に報いるため、言経を通じて銀子一枚を贈ったが、宗巴はこれを固辞した。<sup>⑥</sup>その後も言経は今川氏真より沽却を依頼された為家筆『古今集』を宗巴に見せたり、定家色紙沽却の周旋を宗巴に依頼したりしている。<sup>⑦</sup>言経がこのように宗巴を頼ったのも、彼が古書に一定の見識をもっていただけでなく、古書を愛好する人士に相應のつてを有していたからであろう。

また、よく知られるように、言経は医学の知識を有し、周囲の人々や知人に対して診療・投薬することもしばしばあった。そうした言経は、宗巴の診療や薬の処方を受けるだけでなく、医書を借用することもあった。<sup>⑧</sup>しかし、『言経卿記』を見るかぎり、両者の間を行き来したのは医

書よりも、古筆を含む古典文学書の方が圧倒的に多かった。このことは二人の交流の性質を物語っている。

### 三 草稿本の成立

古筆や古書など、モノの行き来だけでなく、宗巴と言経の間には知識に関するやりとりも行われている。前節で引用した『言経卿記』文祿元年（一五九二）七月七日条のうち、傍線部①と②の間には、「又古人名共注送了、誰々家ソト相尋問、少々注付之」とあった。宗巴の求めに応じて、言経は古人の家名についての問いに答えている。宗巴より古筆の鑑定依頼を受けている時期であったから、これも古筆に付随した問いであったのだろう。

『言経卿記』において、言経が宗巴に『徒然草』に関する教示を行う記事の初見は、慶長元年（一五九六）二月二十一日条である。

寿命院へ罷向、茶有之、世尊寺行房・唐橋一門之在兼卿等時代先祖不審之間記之遺了、

宗巴の問いが第二三十八段のうち、「常在光院のつき鐘の銘は、在兼卿の草なり。行房朝臣清書して、鑄型にうつさせんとせしに」に関わるものであることは、一目瞭然だろう。ちなみに、鶴見大学本『寿命院抄』では、当該箇所注は以下のとおりである。

在兼卿 参議正三位在兼卿、唐橋祖、在良弟、輔方八世孫也、  
（中略）  
行房卿 世尊寺行成卿ヨリ十代孫、経尹ノ息、行尹卿ノ弟也、

ここでは唐橋在兼と世尊寺行房の系譜が簡潔にまとめられており、これらは言経の教示の反映と判断される。ちなみに、改稿本系統では在兼卿の注の末尾に、僅かに「菅家也<sup>15)</sup>」の三字が加わるが、他に異同はない。ということとは、当該箇所の注は草稿本の段階で言経の教示を得て執筆され、その内容はこの時点ではほぼ確定していたことになる。

つづいて、『言経卿記』慶長二年六月一日条を見てみよう。

寿命院へ平家物語作者記之遺了、内々所望也、

言経は宗巴の所望に応え、『平家物語』の作者について記し、遣わした。いうまでもなく、これは『徒然草』第二百二十六段に記される『平家物語』作者説について、知識を供与したものである。当該箇所、鶴見大学本の注は以下のとおりとなっている。

此段、平家物語ノ作者ヲアラハセリ、サレトモ、勸修寺良門ノ十三世之孫、葉室ノ時長ト云人、平家物語作者随一ト云事、公卿補任ニ見タリ、但シ是ハ、四十八卷平家ノ作者カ、随一トアル時ハ、ナラモ作者アルベシ、此信濃前司行長ハ、十二卷平家ノ作者ト、可得其意者也、

ここでは『公卿補任』の名を引き、『平家物語』作者として葉室時長の名をあげている。ただし、時長は公卿には至っておらず、『公卿補任』に当該の記述は見えない。『尊卑分脈』に葉室盛隆男時長に「平家物語作者随一云々」とあるから、書名はこちらとの混同であろう。<sup>16</sup>後半、「但し是ハ、四十八卷平家ノ作者カ」以下は、『徒然草』本文に即した宗巴の考察であろうか。ちなみに、この簡条、改稿本系でも同じ記述となっている。ただ、末尾にはつぎのような文章が加わっている。

又誰人ノ作ヤラン、平家勘文ト云一冊アリ、是ニ六人ノ作者ヲアラハセリ、時代已下、空泥ノ相違多シ、故ニ不用之、

草稿本完成後、宗巴は『平家勘文録』を披見する機会を得、そこに記される六人の作者説に接したようだ。しかし、時代その他に相違が多いとして、採用には値しないと断じている。こうした増補は見られるものの、草稿本系と改稿本系の主要部分に差違はない。ということは、ここも言経による教示が、草稿本の段階ですでに反映され、改稿時もそれが踏襲されたものと判断できる。

後述するように、このあと、慶長三年四月に言経から宗巴へ『拾芥抄』の貸与がなされる。『拾芥抄』は草稿本では用いられず、改稿本になってから初めて利用される書である。したがって、宗巴は慶長三年四月には『寿命院抄』の改稿を進めていたことが知られる。以上を踏まえれば、草稿本の成立は言経から宗巴へ『平家物語』作者説の教示が行われた慶長二年六月一日以降、言経から宗巴へ『拾芥抄』貸与がなされる同三年

四月以前に限定できる。

#### 四 草稿本から改稿本へ

慶長三年に入り、宗巴から言経に対する『徒然草』の不審に関する問い合わせは頻繁になる。『言経卿記』には以下のような記事が連続する。

寿命院へ罷向了、ツレく草不審共相尋之間、記之遣了、(二月十一日条)

寿命院ヨリ不審共一書来了、(三月十二日条)

寿命院へ罷向了、種々雑談了、相尋之事共返答了、(三月二十七日条)

寿命院へ罷向脉ヲトラせ了、葉三包所望了、ツレく草勘物遣了、三ヶ条勘遣了、(四月二十一日条)

右の記事のうち、宗巴からの問いが『徒然草』に関するものであったことを明示しないものもあるが(三月十二日・二十七日条)、時期のう<sup>17</sup>えから見て、『徒然草』をめぐるものであったと考えるのが大過ないだろう。言経から宗巴へ、どのような知識が教授されたのかわからないため、この間に提供された情報が草稿本・改稿本のどちらに反映されたのかは判然としない。ただ、慶長二年六月の『平家物語』作者の教示以来こ<sup>18</sup>こまで、それに類する記事が『言経卿記』にはひとまず見られないこと、この時期に接して言経から宗巴へ『拾芥抄』が貸与され、それが改稿本に

活用されていることから考えて、これら一連の問い合わせは、『寿命院抄』の改稿に向けたものであった蓋然性が高い。

宗巴は改稿にあたり、草稿本の執筆段階では見ることでできなかった書籍を取り寄せ、注釈の増補、再検討に活用している。前稿で考証したとおり、ここでは『拾芥抄』『井蛙抄』『本朝書籍目録』『ぼろぼろ草子』『玉造小町壯衰書』『平家勸文録』『夢溪筆談』『決疑鈔直牒』などが新たに用いられている<sup>18)</sup>。そして、このうちの『拾芥抄』『井蛙抄』『本朝書籍目録』は、言経から宗巴へ貸与された書であることが、『言経卿記』から確認できる。

まず、『拾芥抄』については、『言経卿記』の慶長三年の条に、以下のようない記事が認められる。

寿命院へ葉取遣了、三包来了、又拾芥抄借用之間、上卷遣了、人來了、(四月二十三日条)

寿命院ヨリ拾芥抄上返了、同中下借用之間、遣之、(五月十一日条)

寿命院へ予・北向葉取二遣了、三包ツ、来了、又拾芥抄下<sup>先目</sup>借用之間、遣之処、出来トテ返了、(六月三日条)

四月二十三日、言経は宗巴へ『拾芥抄』の上巻を貸与した。五月十一日にはその返却を受け、新たに中・下巻を送った。このうち下巻は、宗巴が別途入手し得たようで、六月三日に返却されている。『拾芥抄』は『徒然草』に注釈を施す宗巴にとって、有用な参考書であった。詳細は前稿に譲るが、故事・殿舎・名所・寺社関係の記事を全部で八箇条にわ

たって引用している。ちなみに、言経所持の『拾芥抄』は当時、諸家からの貸与の依頼も多かった。『言経卿記』天正十年(一五八二)二月十八日条に毘沙門堂の公嚴(中院通為男)に遣わした記事があるのをはじめ、貸与の記事が散見される。言経はまた徳川家康に対しても家蔵の『拾芥抄』を書写し、献上している。この時代、相当需要のある書だったことが窺える。ちなみに、『拾芥抄』が古活字版として開版されるのは、慶長十二年(一六〇七)十二月以前のことである<sup>20)</sup>。

つぎに、『井蛙抄』について見てゆこう。『井蛙抄』貸与のことは、『言経卿記』慶長五年(一六〇〇)三月二十六日条に、つぎのように記される。

寿命院へ井蛙抄下巻借之、

『井蛙抄』も改稿本の段階になって初めて用いられた書で、全体で四箇所にわたる引用・指摘が見られる。西行(上・十段)、今出川院近衛(上・六十七段)、行宣法印(下・六十三段)、鶴大臣殿(下・八十六段)と、いずれも歌人の逸話についての注のなかで用いられ、しかも、その出典はすべて巻六「雑談」に限定される。『言経卿記』の右の記事には「井蛙抄下巻」とあるが、これは巻四から巻六までを収めた「下巻」なのだろう。そもそも言経の『井蛙抄』は、文祿の役の際、出陣する大村由己に銭二百文と帝王系図一枚を餞別に贈った際、返礼として贈られた品であった。そのときから既に「井蛙抄四五六巻」と記されていて、上下二冊のうち、下冊だけの端本だったことが知られる<sup>21)</sup>。その後、言経は

この『井蛙抄』を城昌茂に貸与したことがあり、そのときの『言経卿記』の記述にも「井蛙抄四五六卷二冊也」と見える。<sup>28)</sup>再稿本の段階で『井蛙抄』のうち、専ら巻六が用いられたのは、それが注釈に有効な「雑談」を収める巻だったからということもあるのだが、そもそも宗巴が入手し得た『井蛙抄』が下冊のみだったという事情もあったのである。

『本朝書籍目録』については、『言経卿記』慶長五年六月十六日条につきのように記される。

寿命院ヨリ日本書目六一冊返了、

『本朝書籍目録』には「御室書籍目録」「御室和書目録」「仁和寺書籍目録」「日本書籍惣目録」「日本書籍目録」のほか、右にも記される「日本書目録」など、様々な異称がある。<sup>29)</sup>改稿本では『讃岐典侍日記』（下・四十五段）、『政事要略』（下・六十二段）について加注するため、同書が用いられている。言経はこの「日本書目録」を慶長三年三月より、翌四年二月まで真性院堯知より借用していることから、その間にこれを書いたものと推測される。<sup>30)</sup>宗巴へはその新写本を貸与したのである。

以上のように、『寿命院抄』の改稿にあたり、宗巴は慶長三年四月から同五年六月にかけて、言経より複数の書籍を借用している。<sup>31)</sup>加えて、先述したように、慶長三年二月以降、言経に対する宗巴の不審の問い合わせも活発になっていった。『言経卿記』慶長三年六月十五日条に見え

寿命院へ北向薬之事談合ニ書状遣了、返上ニ加減事申来了、玄上伝之事書之遣了、

という記事は、上・七十段の「玄上」に関する知識を書き送ったものだろう。残念ながら、鶴見大学本は上・八十二段までを欠いており、草稿本段階の内容を知ることができないため、言経の教示が改稿本にどう反映されたのかはわからない。だが、実際には書物の貸与と同等に、こうした知識の供与も、宗巴の注釈活動を助けたことだろう。

宗巴が言経に教示を仰いだことを示す事例としては、このあと、『言経卿記』慶長五年三月二十二日・二十九日・五月七日・同六年六月十九日・七月十一日に見ることができ<sup>32)</sup>る。改稿本は慶長六年十月九日の中院通勝の跋の存在から、これ以前には一応の完成を見たものと思われる。宗巴はその直前まで言経に不審を尋ね、注釈の精度を高めていったのだ。

## 五 むすび

文祿元年三月十日に宗巴の交友ははじまった。その後、宗巴は古筆・古書の鑑定をししばしば言経に依頼し、言経は豊臣秀次への仕官に向け、宗巴を深く恃んだ。やがて宗巴は『寿命院抄』を編むにあたり、宗巴に不審点の教授と書物の貸与を求めるようになる。『寿命院抄』の成立には草稿本・改稿本の二つの階梯があったことを踏まえ、『言経卿記』に記された関係記事を辿ってみると、およそつきのようなことが判明する。

草稿本の編纂時より宗巴は言経に教授を仰いでおり、その成果は『言

『経卿記』に見るかぎり、「在兼卿」「行房卿」、『平家物語』作者説の条項に反映されている。言経が宗巴へ『平家物語』作者説を書き送るのは慶長二年六月一日のことであり、草稿本はそれ以降、成立したと推定される。

一方、慶長三年二月以降、『徒然草』の不審に関する宗巴の問い合わせは頻繁となってくる。そして、言経から宗巴へ『拾芥抄』（慶長三年四月）、『井蛙抄』（慶長五年三月）、『本朝書籍目録』（慶長五年六月）が提供されるようになる。これらの書の記述は、改稿本の段階で引用、紹介されている。これらを総合すると、草稿本の改稿は慶長三年のごく初期までには着手されていたものと判断できる。そしてその作業は、『言経卿記』慶長六年七月十一日条まで宗巴による不審問い合わせの記事があることから、その頃まで及んだことが知られる。『寿命院抄』が一応の完成を見るのは同年の十月のことだから、改稿の作業はその直前までつづけられていたのである。

今ここで、こうした経緯を眺めてみると、三つのことに思いいたる。一つは、『言経卿記』に記述された事績に限定しての指摘にはなるが、宗巴から言経への不審の問い合わせは、草稿本の編集段階では限られた数であったのに対し、改稿の段階に入るとその頻度が高まり、あわせて書物の貸与も交えられ、質・量ともに深まりを増すということだ。

つぎに、宗巴と彼に知識を提供した当代の知識人たちのかかわりについてである。要法寺の日性が宗巴の不審に答えていたことは、『なぐさみ草』跋により知られている。これらの人々が宗巴にいつ、どのようななかたちで知識を提供したのかはわからないが、これらのことは右に見

たような、宗巴と言経とのかわりを補助線にして推測することも可能なのではなからうか。草稿本と改稿本との間には大幅な異同がある。そして、その多くは記事の増補である。もともと宗巴は草稿本編集の段階で一定程度他者に知識の提供を求めていたのだろうが、宗巴と言経との関係を参考にするならば、諸方への依頼の度もまた、改稿本の段階においてより高まったと考えることができるかもしれない。

そして最後に指摘したいのは、『寿命院抄』が編纂されていた頃の宗巴をめぐる状況だ。『言経卿記』では、言経から宗巴へ『徒然草』に関する知識を供与する記事の初見が慶長元年二月二十一日条であった（世尊寺行房・唐橋在兼について）。このことから考えると、宗巴の『徒然草』注釈活動はそれ以前にはじまっていたことになる。その開始の時期はわからないものの、とりわけその前年の文祿四年には、三月に豊臣秀次が『謡抄』の編纂を五山僧や要法寺日性、山科言経、鳥飼道晰らに命じており、注目される。『謡抄』の編纂は秀次の文事振興の一大事業として知られている。『寿命院抄』の編纂が秀次を意識したものなのか、今となっては知るよしもない。だが、その編纂の背景には、野上潤一氏が指摘するような、当代流行の古典に注を施す、秀次時代の学芸の傾向があったことは確認しておきたい。

しかし、『謡抄』の編纂を命じた僅か四ヶ月後、秀次は秀吉と不和となり、高野山で自害する。当の宗巴も処分の対象とされ、翌春には秀吉より私宅を没収されることになる。<sup>28)</sup>宗巴が『寿命院抄』の編纂をつづけていたのは、まさにそうした時期であった。一方の『謡抄』も、ある程度編纂作業が進んでいたにもかかわらず、秀次の死により、成果が散逸

してしまった。だが、鳥飼道晰をはじめ、これを必要とする人々が再び注釈を編みなおし、成書していったことが知られている。<sup>30)</sup>宗巴の『徒然草』注釈活動が逆境にあっても、倦むことなくつづけられたのは、これと似ている。秀次の時代に着手された新たな古典への注釈は、時代の主が滅んだ後も、新時代の要請に応えるべく継承されていったのである。

#### 注

- (1) 『徒然草寿命院抄』には内題がなく、外題も伝本によって「徒然草抄」「つれづれ私抄」等と差がある。本稿では通称の『徒然草寿命院抄』に従い、以下、「寿命院抄」と略称する。また、以下に掲げる『徒然草』の段数は『寿命院抄』のものによる。
- (2) 高木浩明氏『中院通勝真筆本『つれづれ私抄』——本文と校異——』解題『徒然草寿命院抄』成立前後——中院通勝真筆本『つれづれ私抄』の紹介を兼ねて——(新典社、二〇一二年。初出、『国語国文』二〇〇九年六月号)、小秋元段『徒然草寿命院抄』写本考(佐藤道生氏・高田信敬氏・中川博夫氏編『これからの国文学研究のために——池田利夫追悼論集』笠間書院、二〇一四年)参照。
- (3) 小秋元段『徒然草寿命院抄』における草稿本と改稿本——鶴見大学図書館蔵本を手がかりに——(『文学・語学』第二百十七号、二〇一六年)。
- (4) 小秋元段『太平記と古活字版の時代』第二章第五章『徒然草寿命院抄』と『本草序例』注釈——序段を中心に——(新典社、二〇〇六年。初出、関西軍記物語研究会編『軍記物語の窓』第二集、二〇〇二年)、高木浩明氏注(前掲論文、アンドリュウ・ゴープル氏「秦宗巴 (1350-1607)」に關する新知見(『日本歯科医学史学会誌』第三十巻第二号、二〇一三年)参照。
- (5) 大日本古記録による。以下同。
- (6) 山科言経の伝記については、花田雄吉氏『言経卿記』考(高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編『高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究』続群書類従完成会、一九七〇年)、東京大学史料編纂所編、大日本古記録『言経卿記』十四所収解題(岩波書店、一九九一年)参照。
- (7) 文祿二年(一五九三)六月、豊臣秀次は四条道場金蓮寺の寺宝で、当時質物に置かれていた「眼阿書物十卷」を買い取り、補修を加えたくて同寺に寄進している。その際、その事に当たったのが松田政行と宗巴であったように、宗巴は秀次の文化政策の遂行に関わることがあった。藤田恒春氏『豊臣秀次』第六—三「学文の奨励」(吉川弘文館、二〇一五年)参照。
- (8) この時期の定家の筆跡の流行については、小松茂美氏『日本書流全史』VIII—5「定家の尊重と定家流」(講談社、一九七〇年)、『小松茂美著作集』第十五巻(旺文社、一九九九年)に再録)に詳しい。
- (9) 『言経卿記』文祿元年十一月二十三日・同二年一月二十一日・三月十八日・四月二十日・二十一日条。
- (10) 増田孝氏『日本近世書跡成立史の研究』(二)部十二章「茶掛けとしての古筆」(文献出版、一九九六年)。
- (11) 『言経卿記』慶長元年十月十六日・二十日条。
- (12) 『言経卿記』慶長元年十二月八日・三十日条。
- (13) 『言経卿記』慶長元年十二月二十三日・同二年正月三日条。
- (14) 『言経卿記』慶長元年十月十三日・同二年五月二十六日・同三年二月十一日・三月二十七日条。
- (15) 慶長九年刊古活字本による。以下同。
- (16) 混同の因由は今後慎重に検討しなければならない。なお、山科家が『公卿補任』を所持していたことは、『言経卿記』の他の記述からも知られるところである。齋木一馬氏『齋木一馬著作集2 古記録の研究 下』所収「公卿補任」(吉川弘文館、一九八九年。初出、『日本歴史』一九六四年七月号)、梶尾達哉氏「公卿補任の基礎的研究——成立過程と書写状況の追求——」(平成七・八年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告書、一九九七年)参照。言経は父言継の書写本を所持していた。
- (17) これ以前、慶長二年十二月十日に言経は宗巴より有職について尋ねられている(『言経卿記』)。これが『徒然草』の注釈に関わるものなのかは未

詳。

(18) 小秋元段注(3)前掲論文。

(19) 『言経卿記』天正十九年三月五日・十一日・十月十七日・十一月四日・文祿元年二月二十四日条。

(20) 『義演准后日記』慶長十二年十二月十九日条。

(21) 『言経卿記』文祿元年三月二十一日条。

(22) 『言経卿記』慶長四年五月三日条。

(23) 久保木秀夫氏『本朝書籍目録』有注本・披見伝本一覽稿(『国文鶴見』第五十号、二〇一六年)参照。

(24) 『言経卿記』慶長三年三月二十八日・同四年二月九日条。

(25) このほか、宗巴は慶長三年六月十六日から二十二日にかけて、言経より『名目抄』を借用している(『言経卿記』。大日本古記録本は「名月抄」と翻刻するが、原本を確認するに、「名目抄」と読んで問題ないと判断される)。「名目抄」の名は『寿命院抄』のうち、上・二十三段・百三段に引かれる。鶴見大学本は上・八十二段以前を欠いており、上・二十三段の例が草稿本段階より存したか否かはわからない。一方、上・百三段の例は鶴見大学本にも見えており、宗巴は草稿本執筆の段階ですでに『名目抄』を利用していたことが知られる。慶長三年六月の時点で宗巴が言経より『名目抄』を借りた理由、および『名目抄』が草稿本・改稿本でどのように利用されたのかは、今後検討する余地がある。

(26) このほか、『言経卿記』慶長四年九月二十二日・二十六日条には、宗巴が言経に有職について尋ねた記事がある。

(27) 野上潤一氏『太平記鈔』・『徒然草寿命院抄』と『謡抄』——『謡抄』享受をめぐる文化圏と慶長年間の学問の一隅をめぐって——(『古代中世文学論考』第二十五集、新典社、二〇一一年)。野上氏は、慶長期における謡曲・『太平記』・『徒然草』注釈の交渉に必然性のあることを見だし、『謡抄』が『太平記鈔』『寿命院抄』に利用されている事実を指摘している。なお、そのなかで野上氏は、『寿命院抄』が『謡抄』に依拠したことを示す確例を二つ、存疑の例を二つあげている。このうち、確例の二つと存疑の例一つは、鶴見大学本が欠く上・八十二段以前のものであるため、草稿

本・改稿本いずれの段階で『謡抄』が受け入れられたのか、確認することはできない。しかし、残る一つの存疑の例は下・九十七段(二百三十五段)で『臨濟録』を引用(『謡抄』からの孫引きか)するもので、こちらは改稿時における加筆修正によるものであることが確認できる。この事例が『謡抄』に依拠するものであるとすれば、『寿命院抄』における同書の利用は、改稿時になされたものと見なされる。

(28) 『言経卿記』文祿四年十月五日条。処分前後の宗巴の動向は、宮本義巳氏「豊臣政権の番医——秀次事件における番医の連座とその動向——」(『国史学』第百十三号、一九八七年)参照。

(29) 『言経卿記』慶長元年三月二十八日条。

(30) 伊藤正義氏「謡抄考(上)(中)(下)」(『文学』一九七七年十一月号、一九七八年一月号)参照。

【年表】『言経卿記』に見える主な寿命院宗巴の事績

・『言経卿記』には言経と宗巴の交流に関する記述が、文祿元年三月十日条より慶長十一年五月十二日条までの間に、延べ三百三十五日分認められる。本年表はそのなかから、宗巴の文化的な事績（言経と宗巴の間の書物、古筆、知識等の交流）と政治的な事績（豊臣秀吉・秀次・徳川家康らとのかわり）に関する記述を抽出したものである。

・本年表は『言経卿記』にもとづくものであるため、事績に関する記述の主語は特に断らないかぎり、言経とする。

年	月・日	事績
文祿元年 (一五九二)	3・10 7・7	初めて宗巴を訪う。大村由巳同道。 宗巴より遠山紹節を使いとして、定家筆跡鑑定の依頼あり。古人の名についての問いに答える。冷泉為満所持の寂然・定家筆跡の借用依頼を受ける。
	7・9	宗巴へ古筆短冊五枚を遣わす。
	7・10	宗巴より鑑定用の定家筆跡二枚届く。
	7・26	前日、為満より定家筆跡三点、寂然筆跡一枚、および宗巴より鑑定を依頼された定家筆跡二枚が届く。定家筆跡三点、寂然筆跡一枚を預かりたいとの宗巴の意向を為満に伝える。
	8・7	宗巴へ定家筆跡三点を遣わす。
	9・3	宗巴へ鑑定を依頼された定家筆跡二枚を返却。
	9・18	宗巴へ、秀次への仕官が叶った礼に、銭二百文、無学祖元の筆跡を贈る。
	9・19	宗巴、秀次父三好吉房の療治のため、尾張下向を命ぜられる。
	10・4	宗巴同道で秀次を聚楽第に訪う。
	10・12	宗巴へ住吉神主祐夏の短冊一枚を遣わす。宗巴、三好吉房を見舞うため、秀次とともに尾張へ下向。
	11・23	宗巴へ花山院政長・中山親通・北山科教高・鷲尾隆顕等の古筆を遣わす。
	12・20	宗巴より、秀次より合力米二十石の支給と、右筆の『源氏抄』書写の指南にあたるべき旨を伝えられる。
	12・22	合力米支給の朱印状を受け、宗巴を以て秀次へ礼を申す。
文祿二年 (一五九三)	1・11	宗巴の指示により、秀次へ出仕。『職原抄』の不審に答える。五人扶持を賜る。
	1・21	宗巴へ高辻長雅の筆跡を遣わす。
	3・18	宗巴へ清水谷公勝の筆跡を遣わす。

	4・20	宗巴のもとで古筆を見る。
	4・24	宗巴へ古筆の鑑定結果を送る。
	7・7	宗巴へ『三重韻』、為相筆跡を贈る。
	9・4	秀次の熱海湯治に同行する宗巴へ暇乞いに赴く。
	12・12	秀次より合力米二十石を賜り、宗巴を通じて礼を申す。
文祿三年 (一五九四)	1・28	宗巴へ秀次への周旋の礼に一貫文を贈る。
	12・22	宗巴のもとで聞香あり。
文祿四年 (一五九五)	3・9	宗巴の有職の不審に答える。
	7・10	宗巴、秀次事件により、昨日より伏見に召される。
	10・5	宗巴の身上いまだ決せず。
慶長元年 (一五九六)	2・14	昨日、宗巴を訪い、石田三成に礼を言うべき旨を諭される。
	2・21	宗巴へ世尊寺行房・唐橋在兼の不審に答える書を送わす。
	3・28	秀吉に私宅を没収され、他所へ移った宗巴を訪う。
	9・1	安居院町の宗巴を訪う。
	10・8	宗巴へ為満所持の定家筆草子、尊円親王書『雑筆往来』を見せる。
	10・12	宗巴へ手本を見せる。
	10・13	為満所持の定家懐紙を持参し、宗巴を訪う。『医灯配剂』巻三を借りる。寿命院切紙のうち、「五気要葉」を与えられる。
	10・15	宗巴に短冊を遣わす。
	10・16	宗巴を訪い、為満の定家筆草子、懐紙二首を持ち帰る。
	10・20	為満を同道し、宗巴を訪う。草子売却周旋の礼に銀子一枚を贈るが、宗巴固辞。
	10・22	宗巴へ手本を見せる。
	11・6	宗巴より手本の代銀を受け取る。
	11・14	宗巴へ『周礼句解』を返却。
	11・20	宗巴へ手本を見せる。
	12・8	為家筆『古今集』、飯尾常房筆手本を持参し、宗巴を訪う。
	12・17	為満・言緒を同道して宗巴を訪う。為満、古筆短冊九枚を贈る。
	12・23	宗巴へ定家色紙を預け、沽却を依頼。

慶長二年 (一五九七)	慶長三年 (一五九八)
1・3	1・6
4・6	12・10
4・12	6・1
4・18	5・26
4・18	6・1
4・18	5・26
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18
4・18	4・18

宗巴を訪い、定家色紙を持ち帰る。

三月二十日に宗巴室死去。弔問に行く。為満所持の頼阿筆『古今集』を預け置く。

東寺金剛寿院より来た『韻鏡』相伝の保先を宗巴に紹介。宗巴も『韻鏡』相伝。

宗巴より先日預け置いた『古今集』について書状あり。

宗巴を訪う。宗巴へ『藍墨配剤』巻三を返却。夕食あり。保先相伴。

宗巴へ『平家物語』作者について書き送る。

**これ以後、『寿命院抄』草稿本成立**

宗巴の堀出町の新居を訪う。有職のことを尋ねられ、返答。医書のことを尋ねる。

宗巴より『枕草子』を借りる。

**これ以前に宗巴、『寿命院抄』の改稿に着手**

宗巴より『徒然草』の不審を尋ねられ、書き送る。『楽方』秘本を貸す。医書のことを尋ねる。

為満を通じ、宗巴より書状あり。『楽方記』返却される。

宗巴へ不審に答える。

宗巴より不審到来。宗巴へ『枕草子』上を返却。

宗巴へ不審に答える。宗巴へ『藍墨』中風之部について尋ねる。

宗巴へ『徒然草』勸物三ヶ条を遣わす。

宗巴より『大学』『中庸』『孟子』の新刻本を受け取り、興正寺昭玄へ送る。

宗巴へ『拾芥抄』上巻を貸す。

宗巴より『拾芥抄』上を返却される。中・下を貸す。

宗巴より『拾芥抄』下を返却される。

宗巴へ玄上伝のことを書き遣わす。宗巴より『拾芥抄』中巻を返却される。

宗巴より『壺囊抄』巻一を借りる。『名目抄』を貸す。

宗巴より『名目抄』を返却される。

宗巴へ『壺囊抄』一を返却し、巻二を借りる。

宗巴へ『弘安礼節』を貸す。

宗巴より『弘安礼節』を返却される。

宗巴へ『八代集』を預ける。

宗巴より牛玉清心円の処方借りる。

宗巴へ牛玉清心円の処方返却。『八代集』を持ち帰る。『大鏡』上を借りる。

慶長四年 (一五九九)	閏3・2 4・6 5・1 9・22 9・26	宗巴と古筆につき談合。 宗巴へ『続世継』巻一・二を返却。 真継源大夫、草子・経の筆者のことにつき、宗巴への書状を所望。 宗巴より有職不審目録届く。 宗巴より尋ねられた有職のこと、回答を書き送る。
慶長五年 (一六〇〇)	1・22 3・22 3・26 5・7 6・16	宗巴より『壺囊鈔』巻四、『謡抄』を借りる。正嘉三年の能書について尋ねられる。 宗巴より『徒然草』不審目録到来。 宗巴へ『井蛙抄』下巻を貸す。 宗巴へ不審目録四丁に対する回答を書き送る。 宗巴より『日本書目録』を返却される。
慶長六年 (一六〇一)	1・9 4・1 4・11 6・19 7・11 7・29 8・3 8・16 8・26 9・5 10・9 10・12	宗巴へ『広韻』を返却。 宗巴へ『山谷集』一を返却。 勅命を受け、宗巴に禁中の井戸普請の方法を尋ねる。宗巴、大工を連れ、長橋殿に参る。宗巴のもとより『謡抄』十冊を持ち帰る。 宗巴の不審に答える。 宗巴の不審に答える。 <b>これ以降、改稿本、一応の完成を見る</b> 宗巴より『謡抄』一冊を借りる。 宗巴へ『謡抄』を返却。 宗巴より『年代記』『大鏡』上を借りる。 宗巴へ『大鏡』上、『年代記』を返却。『山海経図』を借りる。 宗巴へ『山海経図』を返却。『続世継』二を借りる。 <b>中院通勝、『寿命院抄』に跋を与える</b> 宗巴、家康の供として関東へ下る。蘇香田の処方教える。

		慶長七年 (一六〇二)	
2	2	2	2
・	・	・	・
10	20	27	9
3	3	3	3
・	・	・	・
10	9	9	10
4	4	4	4
・	・	・	・
4	4	4	4

宗巴、四、五日前に関東より帰洛。  
 宗巴、為満に俊成の筆跡の鑑定を求める。  
 宗巴へ俊成の筆跡の正筆たることを伝える。  
 後陽成天皇の求めにより、宗巴の『徒然草抄』を叡覧に供す。  
 宮中より『徒然草抄』返却される。  
 宗巴へ『徒然草抄』の叡覧のための借用書を遣わす。

Sōha and Tokitsune:  
A Study on the Compilation Process of *Tsurezuregusa Jumyōin-shō*

KOAKIMOTO Dan

**Abstract**

Jumyōin Sōha's *Tsurezuregusa Jumyōin-shō* is the first *Tsurezuregusa* commentary. Two versions exist, the first draft and the amended version, and it underwent a great many revisions in the process from the former to the latter.

Yamashina Tokitsune assisted Sōha in the compilation of *Tsurezuregusa Jumyōin-shō*. His writings and comments to Sōha are recorded in great detail in his diary. In analyzing those records, it is evident that the first draft of *Tsurezuregusa Jumyōin-shō* was completed sometime after June 1st in the second year of Keichō (1597). Furthermore, revisions commenced at the beginning of the third year of Keichō (1598) and continued up through July of Keichō 6 (1601).